

## 芦屋港活性化における全天候型施設活用調査検討業務委託仕様書

### 1 委託業務名

芦屋港活性化における全天候型施設活用調査検討業務委託

### 2 業務目的

福岡県が管理する地方港湾芦屋港における取扱貨物量の県内シェアは約0.07%と非常に低く、常時使用されている面積割合は約13%と、当初期待されていた物流基地としての機能が十分に発揮できているとは言えず、芦屋町への経済効果も漁協を除き生じていない。しかし、遠賀川河口に位置し、隣接する芦屋海浜公園との一体的な空間形成により、海を活かした観光振興を柱とした本町における地方創生の推進に大きな影響を与える施設である。

このため、芦屋港及び周辺機能の活性化の方向性を示すものとして、平成31年3月に「芦屋港活性化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定した。この基本計画を推進するにあたり、今後の検討課題として、本町の観光特性を解消するため冬季の集客が可能となる全天候型集客機能の導入を計画しているが、全天候型施設及び広場の具体的な活用方法を検討する必要がある。

本業務では、このような課題を踏まえ、全天候型施設及び広場の具体的な活用方法や施設の運営方法を調査検討するとともに、施設規模の概要をまとめるものである。

また、芦屋港を賑わい創出空間とするためには、担い手の育成や機運の醸成が必要不可欠であるため、住民が主体的に活躍する場を設け、施設整備までの間に実施可能な機運醸成のための取り組みや情報発信を行うための考え方の整理を行うことを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

### 4 業務を行うにあたっての基本的な考え方

- (1) 本業務は、芦屋港に隣接する海浜公園を含んだ一体的な空間形成に伴い、新たな施設となる全天候型施設及び広場の活用方法を調査検討する。
- (2) 本業務は地方創生推進交付金事業（みなとを活かした空間形成プロジェクト）として決定されている（2020年度第1回決定）。
- (3) 基本計画では、「全天候型施設」について、芦屋町の観光振興を担う施設（特に冬季の集客に寄与する施設）として、芦屋町のキラーコンテンツである「砂像」の屋内展示をひとつの活用方法としてまとめているが、本業務では本町の現況や社会経済環境の状況を鑑み、改めて活性化に必要な機能及び施設規模等の概要を調査検討する。

## 5 委託業務内容

### (1) 全天候型施設等の調査検討業務

#### ①現状把握と分析

- 基本計画策定時からの必要なデータの時点更新及び追加調査による整理と分析（可能な限りビッグデータの活用を行うこと）
- 芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略や芦屋町観光基本構想など関係する計画との整合
- 芦屋町の観光に関するマーケティング調査分析
- 周辺（おおむね車で60分圏内）の機能分析
- 町内関係団体のヒアリング

#### ②課題の整理

- 現状把握と分析を踏まえた課題の整理

#### ③あしや砂像展（平成26年度より再開）に関する現状と課題の整理

- 来場者の動向をビッグデータの活用により分析
- 関係団体等のヒアリング
- 客観的な視点による「あしや砂像展」の本町観光施策におけるポジショニングやポテンシャル分析
- 全天候型施設内での展示における課題の整理
- 全国の砂像展示イベント及び国内唯一の屋内展示施設（鳥取市「砂の美術館」）の調査分析
- 砂像展の今後のあり方、屋内展示の方向性の整理

#### ④施設整備の方向性整理

- 類似施設の調査研究
  - ③の業務を踏まえ、先進事例の調査研究（現地調査を1箇所以上）を行う。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止状況により、現地調査が困難となった場合は、有効な手段によって実施する。なお、調査には芦屋町職員も同行することとし、職員の旅費は別途町で負担する。
- 空間形成における当該施設のポジショニング設定、他施設や他機能との相乗効果の方策、当該施設に導入する機能を整理する。
- 当該施設の構造は将来的な維持管理コストの軽減を最大限考慮したものとし、施設の構造や規模、附帯設備等を洗い出し、概算事業費（イニシャル及びランニング）を算出すること。
- 施設運営にかかる必要経費（概算）、概算収支シミュレーションを算出すること。
- 施設規模及び配置は、広場の活用や駐車場、他施設との動線を十分に考慮して検討すること。

#### ⑤広場の活用の考え方の整理

- 屋外広場を有効に活用する方法の整理

## ⑥基本方針の策定

- ④⑤を踏まえて、施設や広場整備に関する基本方針を取りまとめる。
- イメージパース及び施設配置図、動線計画図を作成する。
- 次年度以降に実施すべき事業フローを作成する。

## (2) 機運醸成業務

空間形成において賑わいの創出は重要となる。そのため、施設整備前に住民をはじめ多くの人に本プロジェクトを周知し、現在活用されていない空間を最大限活用し人が集う場所となるよう、賑わい創出に必要となる機運を醸成していくことを目的として次の業務を実施する。なお、機運醸成は継続的に展開していくことが必要であるため、この視点を踏まえることとする。

- 町内で観光関係に係るプレイヤー等によるワークショップの実施（内容や実施回数は提案による。）
- 必要に応じて関係団体や関係機関へのヒアリング
- 現状と課題の整理
- 基本計画で定める年次計画の第1期中におけるビジョンの設定
- 次年度以降の具体的なプログラム及びフローの作成

## (3) 検討体制支援業務

- 芦屋町が設置する芦屋港活性化推進委員会（年2回から3回程度）及び芦屋町が設置する職員プロジェクト（年4回程度）、芦屋港活性化推進本部会議（年2回程度）の運営支援として、資料作成、説明、議事録作成を行う。
- 打ち合わせ会議を、定期的（月1回程度）に行うものとし、その他必要に応じて実施し、議事録を作成する。なお、必要に応じてリモートによる会議を可とする。この場合、芦屋町が対応可能な環境に合わせること。

## (4) 報告書作成

- 業務の実施状況や成果をまとめた業務完了報告書を各年度で作成する。

## 6 成果物

- (1) 検討報告書 紙媒体50部  
電子データを納めた電子媒体 正副各1部  
(A4版、50頁程度、コピー用紙程度、綴じ方は協議による)
- (2) 実績報告書 業務に使用した全ての記録をファイリング 正副各1冊  
電子データ（全てのデータ） 正副各1部
- (3) 業務報告書 紙媒体正副各1部  
業務報告書は各年度提出すること

## 7 委託料の支払

完了検査において業務完了を認めた後、あらかじめ契約書で定めた委託契約金額を支払う。

## 8 成果物の帰属等

本業務で履行した内容は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の承諾なく他に公表、貸与または使用させてはならない。成果物に係る著作権は、委託者に帰属することとし、受託者はこれを公開してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

## 9 個人情報の保護

本事業の受託者は、事業実施に際し、個人情報の処理等を行う場合には、芦屋町個人情報保護条例（平成17年条例第31号）に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を行うこと。

## 10 秘密保持

本事業の受託者は、本事業において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本事業の目的以外に使用し、または第三者に開示もしくは漏えいしないこと。

## 11 再委託の禁止

- (1) 本事業の受託者は、本業務の全部又は主要部分を第三者に委託することはできない。
- (2) 本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した再委託業務予定調書（様式6）を芦屋町に提出し、芦屋町の承認を得なければならない。

## 12 契約不適合責任

本業務の完了検査後1年以内に本仕様書と不一致及び不備が発見された場合は、無償で是正措置を行うこととする。

## 13 貸与資料

受託者は、業務を行うにあたり、委託者と協議のうえ必要な資料を請求するとともに、貸与した資料について十分確認し、手戻りの無いようにする。

## 14 損害の賠償

本業務の遂行にあたっては、十分な注意を払って行うこととし、受注者の故意または過失により、受注者または第三者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

## 15 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、受注者と十分協議を行うとともに、指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 何らかの事情により業務履行が完了しなかった場合は、発注者の求める作業途中の全てのデータを引き渡すものとし、発注者と協議のうえ、出来高払いとする。
- (3) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議すること。
- (4) 業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、発注者と協議のうえ、対応すること。